



## 令和8年度亀岡市こども宅食見守り事業について

こども宅食見守り事業は、子育て世帯の見守りを行うことを目的に、市が委託する事業者が、食材を持って家庭を訪問する事業です。

### 1 対象

養育に不安や困難を抱える18歳未満のこどもがいる世帯の中で、かつ見守りを希望する世帯（亀岡市が必要性を審査し、対象世帯を決定します。）

### 2 お願い

ご利用の際は、本事業の目的や趣旨をご理解いただき、同意書欄の内容にご同意いただいた上で、申し込みをしていただくこととなります。以下の注意事項をご確認ください。

#### （注意事項）

- ①こども宅食見守り事業者は、食材を配達時に訪問をさせていただきます。その際は、こどもと面談し、保護者からこどもの日頃の様子を聞き取りさせていただきます。  
なお、食材の配達日時については、希望どおりにならないことがあります。
- ②事業所やこども家庭課からの連絡に対して、応答されない場合は、決定を取り消す場合があります。
- ③養育困難・育児不安といった状況が解消された場合は、支援を終了する可能性があります。
- ④2回連続でこどもと会えない場合は、利用決定を取り消すことがあります。
- ⑤本事業で個人や家庭の状況に応じた食品アレルギーにすべて対応することができません。  
配送後、食品内容を確認いただき、各ご家庭で管理いただきますようよろしくお願いいたします。
- ⑥転出・転居等により、申請内容やこども宅食見守り予定に変更がある場合は、早急に担当のこども宅食見守り事業者にお知らせください。



お問い合わせ

亀岡市こども未来部こども家庭課  
0771-25-5138(こども支援係)